

北栄社協発第 1号
令和5年4月24日

自治会長 様

北栄町社会福祉協議会
会長 大西 孝弘
(公 印 省 略)

令和5年度北栄町社会福祉協議会会費のお願いについて

本会事業の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度本会会費の協力をお願い申し上げたく、大変御多忙の時期お手数ですが、次のとおり御協力いただきますようお願いいたします。

なお、御協力いただきました会費は本会が推進する北栄町地域福祉向上のために活用させていただきたく、趣旨を御理解のうえ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 納入金額 別紙一覧表のとおり（一世帯あたり1,000円）
2. 納入時期 令和5年5月22日(月)までにお願いします。
3. 納入方法 次のいずれかの方法で納入をお願いします。

(1)口座振込の場合

- ①山陰合同銀行大栄出張所 普通預金 2024183
- ②山陰合同銀行北条出張所 普通預金 2027192
- ③鳥取中央農協大栄支所 普通預金 6029616
- ④鳥取中央農協北条支所 普通預金 0007707

社会福祉法人 北栄町社会福祉協議会
会長 大西 孝弘

*口座振込の場合は、確認後に領収書を送付します。

(2)現金の場合

- ①北栄町社会福祉協議会 本所（瀬戸36番地2）
- ②北栄町役場 大栄庁舎 福祉課（由良宿423番地1）
- ③北栄町役場 北条支所 総合窓口室（土下121-1）
（北条健康福祉センター）

連絡先

北栄町社会福祉協議会
Tel.37-4522
担当 前田・小谷

「社会福祉協議会会費」について

北栄町社会福祉協議会

1 趣旨

- (1) 社会福祉協議会(略称「社協」)は、社会福祉法に基づき、「地域福祉の推進をはかることを目的」に組織されている民間の福祉団体(社会福祉法人)です。全国の各都道府県・市町村に設置されています。
- (2) 北栄町社協は、自治会・行政・福祉関係者などとの連携を基に、小地域での福祉活動のより一層の推進をはかり、「誰もが安心して暮らせる福祉の町づくり」を目指して活動しています。
- (3) 北栄町社協の活動の趣旨に御理解いただき、町民のみなさんや法人の方々に会員となっただき、北栄町内の支え合い活動を進めています。その財源として、会員のみなさんに会費の御協力をお願いしています。

2 納入方法

町民のみなさんに会費の御協力をお願いしていますが、自治会が地域住民を代表する団体で、自治会と社協が地域福祉向上のために一緒に活動を進めていくことが、最も効果的であると考えられたことから、以前から自治会を通じて会費のとりまとめをお願いしています。

毎年、会費の御協力が得られるのは、自治会関係者みなさんの御協力のおかげです。引き続き御理解と御協力をよろしく申し上げます。

3 活用

御協力いただいた会費、香典返し等の寄付金は、「自治会への福祉活動推進助成金の交付」「いきいきサロン」「食事サービス」などの地域福祉事業に活用させていただいています。

御協力いただいた会費等の金額、活用内容等の詳細は、7月全戸配布の社協広報誌で、毎年報告しています。

※「福祉活動推進助成金」 地域の活性化をはかることを目的として、いきいきサロン・運動会・世代間交流活動等の自治会でのコミュニケーション事業に助成をしています。助成金額は、1自治会、均等割・1万円、世帯割・1世帯・300円です。

社協会費の種類

種類	年額	令和4年度実績
普通会費	一世帯 1,000円	4,459世帯 4,454,450円
法人会費	一口 3,000円	100社 327,000円